

葛原勾当日記の印判印字システム

——印影および現存印判調査結果を中心として——

山 田 健 三*

1 はじめに

本稿は『葛原勾当日記』の印判による印字システムの記述報告である。原本の印影と現存する印字用具一式を観察対象とし、そこから帰納される印字システムを抽出し記述する。

2 葛原勾当および葛原勾当日記について

著者・葛原勾当および日記について、諸書（参考文献リスト参照）により簡単に記しておこう。

葛原勾当こと葛原重美は、文化9年3月15日〔1812年4月26日〕生、備後国安郡八尋村（現広島県福山市神辺町八尋）に庄屋・矢田重知の長子として誕生。文化11年〔1814〕（3歳）痘瘡により両眼を失明。文政5年〔1822〕京都に上り、松野勾当（後に検校）に入門。生田流の箏曲を学ぶ。文政9年〔1826〕勾当の位階を得、公家で当道座管領の久我家より、葛原の姓を許される。明治15年〔1882〕9月8日病没（71歳）。

視覚障害を持ちながら、文政10年〔1827〕（16歳）1月より代筆墨書により稽古記録を中心とした日記を作成し始め、天保8年（1837歳）1月1日からは、印判印字により、自ら日記をつけはじめる。時に代筆を交えながらも、没年の前年まで続ける。

原本イメージを図1、2に示す。（次ページ）

3 問題の所在

まずは、私が考える日本語書記システム史研究の視点から、当該文献が書記史資料として有するであろう価値を示しておきたい。

当該文献は、近世末～近代初頭期に、仮名文字と若干の漢字および記号の印判による印字システムで、葛原勾当こと葛原重美が三味線・琴の稽古を中心とした、日々の記録を記したもので、他に例のない貴重な史料であることは夙に知られている。著者重美が明治15年に没して後、大正4年に親族により私家版として翻刻版が公刊され、太宰治や井伏鱒二など著名な近現代作家が作品に取り上げるなど、広く知られるようになる。一般的には、当該文献は、視覚障害者による自捺印字日記という観点から注目されることが少なくなく、多くの作家が注目するのもよく理解できる。

* 信州大学学術研究院人文科学系教授。kyama@shinshu-u.ac.jp

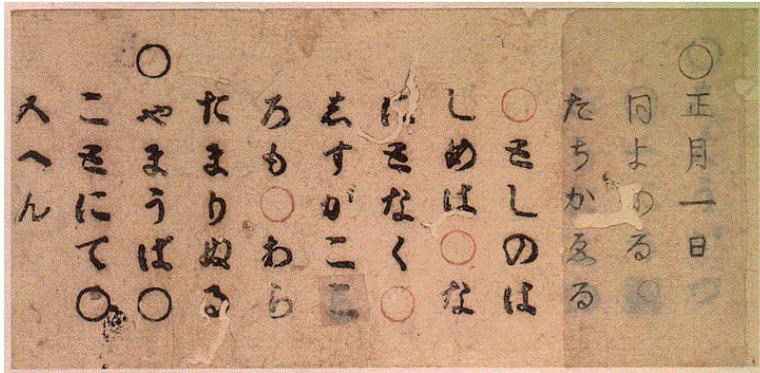


図1 葛原勾当日記（天保八年正月一日）

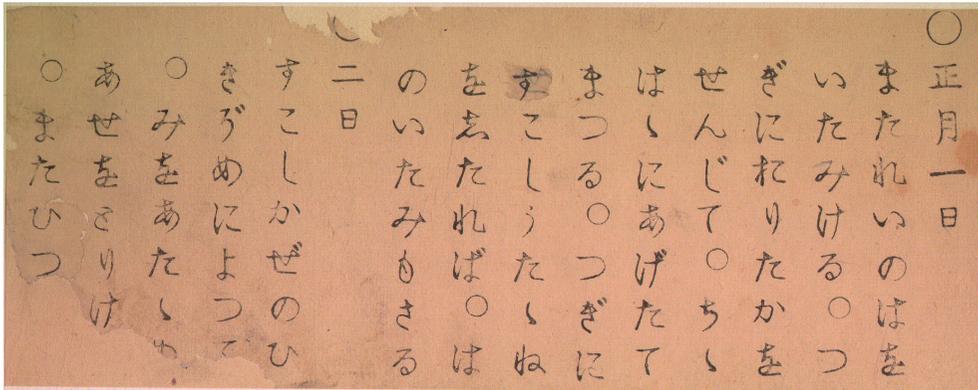


図2 葛原勾当日記（天保九年正月一日）

そうした観点から、この印字システムに言及したものは少なくないが（参考文献リスト参照）、多くは概括的な説明で、管見によれば、その全体像を扱った報告の存在を聞かない。また、印判を用いた印字システムであるので、視覚障害者にとっては、収納箱における印判の配置はキーボードよろしく極めて重要なはずであるが、この印判印字器具を紹介した写真などを見ると、その配置にはそれぞれ違いがある。こういった事実は、明確なシステム理解がなされていないことを窺わせる。

そこで、本稿は日本語書記システム史への関心から、基礎的検討作業の一つとして、当該文献作成のための印判印字システムの詳細な記述を試みる。

一般の書記行為は、聴覚上の存在である言語を、文字という視覚メディアに転換するシステムの稼働行為と考えられ、行為者が視覚能力を有することが暗黙の前提の行為といえる。このように考えると、この文献著者である葛原重美は、視覚障害を有する立場でありながら、印判の触覚による認知を、文字という視覚メディアに変換するシステムを実現しようとしたものと解することができる。重美自らにはその視覚的成果を確認することが不可能と考えられるにも関わらず、である。

この行動の合理的解釈はさて置き、視覚健常者であれば容易い書記行為を、印判を用いて印字しようとする行為は、触覚を頼りに行うものである。当該文献に現れるシステムは、後

で詳しく述べるが、入力には触覚で、出力は視覚という、入出力がそれぞれ異なる点に特徴がある。しかし、考えてみれば、キーボードを打って文字を表出する、現代の「打ち文字」による書記行為に、通ずるところがいささかありそうである。優れたタイピストは「ブラインドタッチ」と呼ばれるように、タイプ触覚で入力し、文字という視覚メディアを出力させる。ただ、出力を本人が確認できるかできないか、という点に大きな違いはある。

いずれにしても、葛原重美は、いわば「触覚視覚変換システム」という印判印字システムを用いて日記を記した。このシステム設計者が誰であったかは知られておらず、重美自身が考案したともいわれるが、重美自身と印判作成者との共同開発と見るのが実際のところであろう。

このように、直接的には「触覚視覚変換システム」を明らかにすることが本稿の第一の目的であるが、筆者の関心はその先にある。続いて、本稿を含む本研究の長期的目的を簡単に述べておきたい。

当該文献は、文政10年1月〔1827年〕に始まるが、当初は墨筆代筆によっているものの、重美自身による印判印字システムによる自捺箇所は、天保8年1月1日〔1837年2月5日〕（重美26歳）から、没年前年の明治14年〔1881年〕1月までの、時に代筆を交えながらも、44年の長きに渡って残している。この時期は、活字印刷が日本語の書記システムに大いに影響を与えていくことが容易に推定される時期であり、そもそも重美の印判印字システムの考案自体も、そういった時代背景と無縁ではなからう。

両者のより精密な影響関係は別に考える必要はあろうが、この印字システムを詳細に観察することで、当代における日本語書記システム全般を考える上で、その変容プロセスの解明も含め、様々なヒントを与えてくれるものと睨んでいる。

4 調査対象について

調査対象は、原本の印影と現存する印字用具一式である。現在、いずれも、菅茶山記念館所蔵（2005年7月8日以降）で、広島県重要文化財（昭和29年9月29日、（広島県教育委員会（1964：73））に指定されている。

公刊されている二種類の翻刻テキストは参考には用いるが、調査対象とはしない。原本は、文政10年から明治15年までのもの25冊¹が残されている。詳しくは小倉豊文校訂（1980）を参照。原本の印影調査は画像データにより、印字用具一式の調査は、菅茶山記念館にて行った。

5 原本の全印判の印影

まず、原本に用いられている印判印影について整理した結果を図3および図4²に示しておこう。図3と図4とで整理し分けた理由については、後に触れる。

さて、管見ではこれまでに公的な報告を聞かないが、印判セットは2種類存したことが、

¹ 実際には冊子形態が変更され原装丁が判らなくなっているものや、葛原（1915）に翻刻はあるものの、その後所在不明となっている明治五年～八年の分（第23冊）もあるが、小倉豊文校訂（1980）の認定に従う。



図3 葛原勾当日記の印判の印影（セット1とセット2の対照）

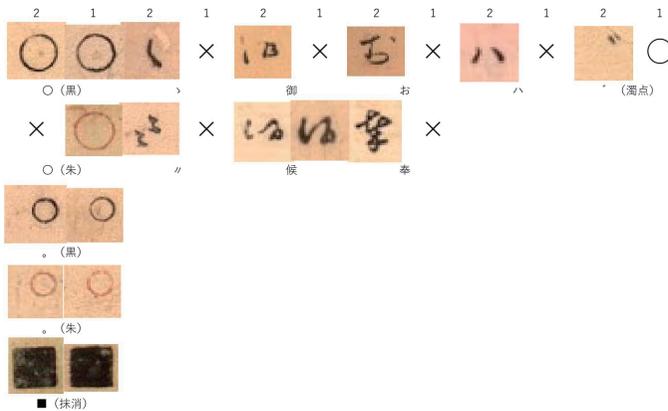


図4 その他の文字・記号類（セット1とセット2の対照）

図3に示した印影からも明瞭に判る³。

なお、この配置は、詳しくは後述するが、印判収納箱において配置すべき位置を規定された各印判に刻まれた指標に基づいたもので、推定結論を先取りしたものとなっている。

5.1 二種類の印判セット

まず、図3のように印影から2種類の印判セットがあったことが確認される。現存する印判セットの印影は、葛原齒（1915：口絵）に示されているが、以下に「印判セット2」と呼ぶものの印影に一致する。両者は、次のように用いられている。

² 図4中、濁点「」の印影がセット2だけに示されていて、セット1の欄には「○」としてある。これは通常この濁点は仮名文字に重ねて捺されるので、濁点だけの印影は誤捺がなければ存在しえない。セット2にはたまたま誤捺箇所があったため、ここに示したが、セット1でも濁点印判が用いられていたのは間違いない。よって印影はないが「○」と示した。

³ 印判に2種類のセットが存していることは、2004年の調査時、矢田笑美子氏（菅茶山記念館、当時）のご教示により気づいた。記して謝意を表す。

1. 天保八年 [1837] 正月一日～三月三日 (第九冊) : 印判セット 1 (以下「セット 1」と略称)
2. 天保八年 [1837] 三月四日～明治十四年正月一日 : 印判セット 2 (以下「セット 2」と略称)

セット 1 は 3 か月ほどしか用いていない。その理由は俄かには判らないが、天保八年は、26 歳になった葛原重美自身が、印判捺印によって初めて日記記録を実施した年であり、まだ試運転のような時期で、使い勝手に問題があったのかも知れない。該当箇所には多くの貼紙による修訂正が見られる。しかし両印判セットの印影対照 (図 3) からは問題は見えない。

ここでは、セット 1 で印字された時期における修正・訂正箇所に着目して、両者の違いが抽出できるかどうか、以下に試みる。

5.2 セット 1 使用時期における修正・訂正箇所

天保八年正月一日～三月三日の、セット 1 使用時期における修正・訂正の全箇所を表 1 に示す。訂正・修正前の文字が判読できない場合は「×」で示す。

| 所在 | 訂正修正後 | 訂正修正前の内容と訂正方法 |
|--------|-----------|--|
| 01r-01 | ○正月一日 | 「○ 志 ようがつ」をセット2で貼紙修正 |
| 01r-02 | 同よめる○ | 「 ○一たち ■ 」をセット2で貼紙修正 |
| 01r-03 | たちかゑる | 「×××××」をセット2で貼紙修正 |
| 01r-07 | 志すがここ | 二つ目の「こ」は「ら」をセット1で貼紙訂正 |
| 01v-01 | ○ 同 二 日 ○ | 「二日 」は「二にち」をセット2で貼紙修正 |
| 02r-08 | ○同○三日 ○ | 「三日 」は「みつか」をセット2で貼紙修正 |
| 02r-12 | ○同四日 | 「四日 」は「よつか」をセット2で貼紙修正 |
| 02v-10 | ○同 五日 | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 03r-04 | ○同 六日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 03r-08 | ○同 七日 | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 03v-01 | ○同 八日 | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 03v-06 | ○ちよみ○さる | 「さ」は「×」をセット1で貼紙訂正 |
| 03v-11 | ○同 九日 | 「日 」は「 ■ か」をセット2で貼紙修正 |
| 04r-06 | ○同十日より○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 04r-08 | せて○いう | 「ん」は天地逆に捺した「ん」をセット1で貼紙訂正 |
| 04v-09 | ○同十一日 ○ | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 05r-02 | ○同十二日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 05r-05 | ○同十三日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 05v-04 | ○同十四日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 05v-08 | ○同十五日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 05v-09 | こあさ○さみ | 「あさ」は「××」をセット1で貼紙訂正 ○の後の「さ」は「×」をセット2で貼紙修正 |
| 06r-03 | ○同十六日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 06r-08 | ○同十七日○ | 「日」は「か」をセット2で貼紙修正 |
| 06v-01 | ○同十八日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 06v-06 | ○同十九日 ○ | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 07r-05 | ○同二十日 ○ | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 07r-10 | ○同二十一日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 07r-12 | ○これなく○ | 「く」は「い」をセット2で貼紙修正 |
| 07v-01 | ○同二十二日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 07v-02 | ○いづれも○ | 「づ」は「×」をセット1で貼紙訂正 |
| 07v-08 | ○同二十三日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 07v-12 | ○同二十四日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 08r-11 | ○同二十五日 | 「日 」は「にち」をセット2で貼紙修正 |
| 08r-12 | ○九つときに | 「○九つときに」は「××××××」をセット1で貼紙訂正 |

表1：セット1使用箇所における修訂正例

表1に示した個々の事例は、次のように整理できる。

1. 日付表示においては、仮名表記を漢字表記に修正。

ex. 志ようがつ→正月、みつか→三日、よつか→四日、か／にち→日。なお、これらの修正は、全てセット2で行われている。

2. それ以外の修正（訂正）はセット1で行われている。

これらの貼紙修正作業は、印字作業よりも細かな視覚的認識を必要とする作業であるため、視覚障害を負った重美が一人で行えた可能性は否定できないものの、かなり考えにくく、実際の作業には、日記に代筆者が存在したように、作業支援者の存在があったと思われる。

しかし、実際の作業者が支援者であったとしても、完成結果を視覚的に確認できないにも関わらず、自捺してまで記録を欲していることからして、重美自身が作業監督の立場にあったことは間違いないものと考えられる。本稿の目的からすれば、修正正に見られる認識そのものを問題にするため、現実の作業者が重美自身でなくとも問題はない。

さて、2のセット1自身による訂正諸事例は、天地逆に押捺してしまった「ん」や、原印字が何であったか不明ながらも、それぞれ貼り紙の上改めて捺印訂正されており、訂正自体をセット1で行えている以上、セット1に問題があったとは思えない。

1のセット2によるものは、誤りの訂正というよりは、仮名表記を漢字表記に改めた修正とみる方がよいであろう。セット1では実現できなかった表現がセット2になってできるようになったのであれば、重美自身の文字認識を知る上で興味深い。しかし、図1に示した通り、セット1にも「月」「日」は含まれており、ここに印判セット間の問題はない。事実日付表記の修正は「正月一日」から「同二十五日」まで連続しているが、「二十六日」以降は貼紙はなく、セット1の「日」が用いられている。

おそらくは、二十六日以降、表記を漢字表記で統一するようになり、全面的にセット1からセット2に変更されて以降に、統一の表記にするため貼紙の上、改めて捺し直したと推測される。おそらくは、重美自身の表記意識の問題である。しかし、このような後日の修正は、視覚健常者には容易いことであるが、重美が一人で行うのは極めて困難と思われる。日記に代筆者が存在するように、助力者を得て行ったものと推定される。

なお「志ようがつ→正月」に現れる「正」については、図3で判る通り、現存の印影から判断する限り、セット1には含まれていたとする確例がない。しかし、セット1にそもそも「正」の印判が含まれていたかどうかは判然としない。セット1の印判原物がそもそも存しておらず、また印影も僅か三カ月分しか残されておらず、「正」は存在したが使用しなかったのか（三日、四日などと同様に）、それとも用意されていなかったのか、何とも判らない。

ただし漢字の多くは、「月」「日」が用意されていることから判るように、日付表示のために用意されたと思しい。「正」もおそらくは「正月」を示すために用意されたと考えられる。事実「正」の使用例を印判印字テキスト内に索めてみても、「月」を「正」と誤捺した2例⁴を除き「正月」以外の用例は見つからない。また「正月」を「一月」とする例は明治に入ると現れるが、江戸時代には皆無であるという実態がある。

こういったことから考えると、セット1にも「正」は用意されていた可能性が高いと思われる。後に貼紙修正までして、セット2によって日付を漢字表記に改め印字し直しているように、当初は漢字印判をまだ自在には使用できなかった／しにくかった、という状況が想定できる。

⁴ 嘉永四年の五月四日、六月十二日。

つまるところ、修訂正実態からは、セット1を捨ててセット2に乗り換えた理由は不明とせざるを得ない、という結果となる。

5.3 その他の印判印影から

もう一点、別の視点からも検討しておく。それは、図4に示した、図3に示した以外の文字・記号類についてである。印影には異体仮名「ㇿ」「お」や、草体漢字の「奉」「御」「候」、繰り返し記号の「ゝ」「ㇿ」（正確な形は図4参照。以下同）、その他の記号「○」「。」「■」といったものが見られる。（ちなみに「■」は図1印判の軸をひっくり返して、訂正抹消のために使用したものと思われ、専用印判は現存していない。）

現存印判には、これらに相当するものが、「○」を除いて確認できる。印判そのものの識別方法については、次節以降で述べるが、セット1が用いられた範囲では、「ㇿ」「お」「奉」「御」「ゝ」「ㇿ」の使用が見られない。

これらの不使用を偶然とみなすか、それともこれらの印判は、セット1にはそもそも存在しなかったとみるか。判断の難しいところであるが、ここにセット1をセット2に置換した理由をみるができるかも知れない。すなわち、より充実した印判セットに置き換えた、と。

この問題解決については、現在のところこれ以上の検討材料を見出していないので、これに留める。ただ、本稿の主たる問題関心からすれば、セット1に見られない印判文字を除き、共通する文字セット範囲では、両者の文字デザインにはさほどの差はなく、書記システムを考える上での文字規範に差はないことが確認できれば、問題はない。

6 現存する印字用具一式

さて、ここからは、現存する印字用具一式（印判セット2に対応）の調査結果を確認する。印字用具一式の全体写真を図5に掲げる。（次ページ）

視覚健常者が印判を利用する際でも、印判を持つときの上下識別のための「アタリ」がある場合があるが、視覚障害者が、文字印刷のために多くの印判を、指先の触覚により使用し分けようというわけであるから、指先が触れる全ての「印側」（軸の側面）に示された「アタリ」や、サイズなどの情報の把握が極めて重要となる。以下、印判については、これらの情報も実測した結果に基づいて示す。印側上部に打たれた鋸による目印（アタリ）をここでは「アタリ鋸」（鋸頭の突起）と称することとし、そのアタリ鋸の有無⁵、また印側に彫られた刻線を「アタリ刻線」と称し、その有無や数などを以下に示す。（より詳しくは後に個別に説明する。）

なお、印判には印面が片面だけのものと両面のものがある。ここではそれぞれ「単面印判」と「両面印判」と称することとする。

1. 印判収納箱 [外寸：縦11.1cm × 横26.0cm × 高4.1cm、内寸：縦10.0cm × 横24.8cm × 高3.5cm]

⁵ 印判によってはアタリ鋸が経年変化の結果、外れてしまっているものもあるが、痕跡があればあるものとして扱う。



図5 印字用具一式の全体写真（2020年10月29日撮影）

2. 収納箱蓋 [縦10.1cm × 横25.4cm × 厚0.4cm]
3. 内蓋 [縦9.8 × 横24.6cm × 厚0.3cm]
4. 植字枠 [縦1.8cm × 横23.8cm × 高0.7cm、印判を入れる1.0cm × 1.0cm の四角穴が19個
割抜] 2個
5. 植字枠押さえ（針付き） [縦0.8cm × 横0.8cm × 高1.5cm（針を含めて1.8cm）] 2個
6. 印判整理枠 [7段 × 9行で印判63個が納められる]
7. 単面印判A（四角軸） [縦0.8cm × 横0.8cm × 軸高2.2cm（印字部分を含めて2.4cm）]
 - (a) 仮名印判49種：アタリ鉾。左右にアタリ刻線。
 - (b) 濁点印判1種：アタリ鉾。アタリ刻線ナシ。
 - (c) 漢字印判14種（漢数字10種 + 正月日同の4種）：アタリ鉾。「一～五」は右にアタリ刻線。「六～十」は左にアタリ刻線。「正」は左右下の印側にそれぞれ一本のアタリ刻線。「月」は下二本、「日」は下三本、「同」は下四本。
8. 単面印判B（四角軸） [縦0.8cm × 横0.8cm × 軸高1.8cm（印字面含んで2.0cm）]
 - (a) 仮名印判1種（「は」の異体「ハ」）アタリ鉾。アタリ刻線ナシ。（濁点印判とは軸高が異なる。）
9. 両面印判
 - (a) 「お－奉」印判 [縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.4cm（印字面含めて2.7cm）] アタリ鉾。
 - (b) 「御－候」印判 [縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.4cm（印字面含めて2.6cm）] アタリ鉾。
その印側に1本のアタリ刻線。
 - (c) 「ヽ（一点踊字）－ㄥ（二点踊字）」の踊字印判。 [縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.3cm（印字面含めて2.6cm）] アタリ鉾なし。二点踊字面近く上部に二本のアタリ刻線。反対側面中央に一本のアタリ刻線。人差し指が触れる辺り（上部）にアタリ刻線の数と位置の違いで示してある。この印判は、両端の使い分けに応じて天地逆となる。
10. 署名印判

- (a) 「一泉」（金属製）〔縦2.3cm × 横1.3cm × 高1.95cm（印字面含めて2.00cm）〕天刻（▼型）あり。
- (b) 「葛原」〔縦2.3cm × 横0.9cm × 高2.4cm（印字面含めて2.6cm）〕アタリ鋏あり。

11. 記号印判

- (a) 「。」（竹製丸軸、両端使用）〔直径0.5cm × 高3.8cm〕
- (b) 「●」（木製丸軸）〔直径0.6cm × 高2.4cm〕

なお、現存しないが、印判印字日記で多用されている「○」の記号印判があったはずである。印影からは黒円、赤円の使用が多く確認できる（図4参照）。印影（図1、2参照）からは、印面サイズは仮名印判と同等と推定される。ちなみに、上に示した竹製丸軸のものより直径が大きい。

7 印判識別システム

まずは、印字用具一式の調査に基づき「印判識別システム」を説明しよう。先に示した整理分類に従い「単面印判A」「単面印判B」「両面印判」という3種について、それぞれ詳しく見ていこう。

7.1 単面印判A

7.1.1 仮名印判49種

49種の仮名文字が用意され、7字改行の伝統的な「いろはうた」の書き様に従った、印判識別システムが採用されている。これは、印判収納箱に用意された印判収納整理枠（以下、整理枠）が7段×9行で、そのままいろは仮名がすっぽりと入る仕組みになっており、印判識別と収納位置指示とを兼ねている。

1. アタリ鋏あり。
2. アタリ鋏で印判の上部位置が人差し指接触で感知・固定されると、印判軸を支え持つ親指と中指それぞれ触れる軸の左右側面位置に、アタリ刻線が感知され、それぞれの刻線数によって、その印判の印字面が、いろは仮名のどの文字に対応するかが感知できる。例えば、左1×右1=い、左2×右7=か、ということである。
3. 使用後は、左×右の関係をそのまま行×段に読み替えて整理枠に戻す。（表2参照）この識別システムに対応させて整理枠に配置すると、表2のごとくなる。

| 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 行/段 |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| ゑ | あ | や | ら | よ | ち | い | 1 |
| ひ | さ | ま | む | た | り | ろ | 2 |
| も | き | け | う | れ | ぬ | は | 3 |
| せ | ゆ | ふ | る | そ | る | に | 4 |
| す | め | こ | の | つ | を | ほ | 5 |
| ん | み | 江 | 木 | ね | わ | へ | 6 |
| 志 | し | て | く | な | か | と | 7 |

表2：仮名印判の整理枠収納位置

なお「いろは47文字+ん」の48文字に加えて、49文字目に「志」が、7×7のアタリ刻線により当該位置に置かれていることが注意される。「志」は「し」の異体仮名で、「し」と「志」の使い分け（異体仮名遣い）については、古く中世歌論書の『悦目抄』や『和歌大綱』などに記述があることが知られており、異体仮名の使用が減って行っても、比較的最期まで使用されていたものとして知られている⁶。49文字目に、この「志」が必要とされた理由については、その使用実態とともに別稿で扱う。

7.1.2 漢字印判14種

漢数字「一」～「十」の10種と、「正」「月」「日」「同」の4種。いずれも仮名印判同様アタリ鉾があり、その上で次のように識別されている。

1. 漢数字「一」～「五」は、右アタリ刻線の数1～5のみによる識別。
2. 漢数字「六」～「十」は、左アタリ刻線の数1～5のみによる識別。
3. 「正」は左右下にそれぞれ一本のアタリ刻線。
4. 「月」は下に2本、「日」は下に3本、「同」は下に4本。

すべてアタリ刻線数の位置や違いによって識別されているので、仮名印判同様、整理枠への収納を意図していたとみてよい。但し、整理枠は7段×9行で、7段×7行分は既に仮名印判が収納されているので、残りの7段×2行分に納めることになる。

となると、漢数字印判については、その表す数そのものが7を超えるため、収納位置と漢数字そのものの数値をリンクさせることはできない。「いろはうた書式」の7段の表をフォーマットとする限り、漢数字については、別のルールを考えざるを得ない。

そこで考案されたのが、「一～五」と「六～十」との5つワンセットの2グループに分け、前者を右のアタリ刻線、後者を左のアタリ刻線という位置情報で示し、それぞれを8行目および9行目の1段目～5段目までに収納するという、仮名印判識別および収納の延長システムとして、最善の方法を考案したと思われる。ちなみに、8・9行目だけで捉えた場合、8行目が右に、9行目が左になる。

残る4つについては、下の印側にアタリ刻線があることが共通しており、この「下印側刻線」という標識で一つのグループと考えられ、また、この線を刻む印側が「下」というのも、配置位置が8・9行目の6・7段、つまり「下2段」に対応している。そして、4種の識別は刻線数によっている。ただ「正」だけが、それに加えて左右面の印側にもそれぞれ1本のアタリ刻線がある。アタリ鉾によって上面が明確に触覚認識できていれば、印側の下面に刻線が存在するのは、この4種の漢字「正月日同」だけであるから、下印側の標識だけで識別はできているはずである。しかし、それでは不十分ということなのだろうか。

その理由について、確かなところは不明といわざるを得ないが、次のように考えるのがよ

⁶ 嘶家の名前では、今でも「(古今亭) 志ん生」などという書き方がなされ、弟子筋は同様に「志ん朝」のように「志んX」と今でも「志」で書かれるが、これは本来「志ん生」といった異体仮名使用の名残であり、漢字は「生」だけであった。古くは「しん生」という書き方も見られる。ちなみに、嘶家の芸名は寄席文字というデザイン文字で書かれるが、寄席文字の書き方では一般にできるだけ空白部分が少なくなるように書かれるそうであり、これは寄席の客席に空席が目立たないように、という縁起担ぎから来るとのことである。これにより寄席では「し」よりも「志」が好まれた可能性が考えられる。

いように思う。

改めて整理すると、漢字印判14種は、識別指標は、アタリの印側位置で2つのグループに分けられる。①右左刻線：漢数字「一二三四五」（以上、右）「六七八九十」（以上、左）②下刻線：「正月日同」、の2つである。これらの用途のほとんどは日付表示である。「月日」が毎月毎日使われ、「同」は「同三日」のように、これも頻用されるのに対して「正」は、実際に確認してみても「正月」の場合にしか用いられず、一年に一回程度しか出番がない。現代の感覚からすれば、わざわざ「正月」としなくても「一月」で充分で「正」すら不要のように思えるが、当該日記資料でみても、「正月」を「一月」と記すことがあるのは、明治以降であり、代筆墨書部分を含めても、それ以前に「一月」の使用例は皆無であり、全て「正月」となっている。

このように「正」字は出番は少ないものの日付表示としては欠かせない特別な存在であったことが理解できる。一年に一回程度という稀にしか用いない印判であるが、他で代用できない（＝識別違いが許されない）「特別」の扱いが、下印側だけでなく左右にも刻線を刻むという、特別の標識を必要としたのではないか。さて、以上の推察を勘案すると、漢字14種は、表3のように配置されることになる。

| 9 | 8 | 行/段 |
|---------|------------|-----|
| 六 [左1線] | 一 [右1線] | 1 |
| 七 [左2線] | 二 [右2線] | 2 |
| 八 [左3線] | 三 [右3線] | 3 |
| 九 [左4線] | 四 [右4線] | 4 |
| 十 [左5線] | 五 [右5線] | 5 |
| 日 [下3線] | 正 [下左右各1線] | 6 |
| 同 [下4線] | 月 [下2線] | 7 |

表3：漢字印判の整理枠での配置

これで整理枠は残さず全て埋まった。以下、検討するものは、全て整理枠外に別置される印判である。

7.1.3 濁点印判1種

アタリ鉤あり。アタリ刻線なし。よって整理枠への収納を意図していないことは明らか。仮名印判を捺した上に続けて重ねて捺すわけであるから、その性質上別置である方が早く対応でき合理的である。調査時の収納箱では、印肉などが置いてある広いスペースに、両面印判などととも置いてあったが、おそらく当時もそのように扱われていたと思われる。

7.2 単面印判B

仮名印判1種のみで「は」の異体仮名「𠄎」。アタリ鉤あり。アタリ刻線なし。よってこれも整理枠への収納を意図していない、とみられる。アタリ刻線がないのは濁点印判と同じで、両者の識別に疑問が残るが、両者は軸高が4mm異なり、そこで識別したと推定される。（もちろん印面そのものへの触覚での識別も充分可能である。）

- 「^レ」：縦0.8cm × 横0.8cm × 軸高2.2cm（印字部分を含めて2.4cm）
- 「^リ」：縦0.8cm × 横0.8cm × 軸高1.8cm（印字面含んで2.0cm）

7.3 両面印判3種

印軸の両端に印字面を有した「両面印判」が3種存在する。

1. 「お-奉（草体）」印判〔縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.4cm（印字面含めて2.7cm）〕アタリ鉦あり。天に「奉」に近い側にアタリ刻線1本あり（中央にアタリ鉦があり、アタリ鉦と印字面との中央あたりにアタリ刻線がある）。その反対側が「お」ということになる。
2. 「御（草体）-候（草体）」印判〔縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.4cm（印字面含めて2.6cm）〕アタリ鉦なし。アタリ刻線あり。
天に1線のアタリ刻線。このアタリ刻線を後方（手前）位置として感触を得れば「御（の草体）」。逆に前方（奥）位置としての感触を得れば「候」。という識別方法。
3. 「^ヽ（一点踊字）-^ヅ（二点踊字）」踊字印判〔縦0.8cm × 横0.8cm × 高2.3cm（印字面含めて2.6cm）〕アタリ鉦なし。アタリ刻線あり。※二点踊字面近く上部に二本のアタリ刻線。反対側面中央に一本のアタリ刻線。人差し指が触れる辺り（上部）に刻線の数と位置の違いで示してある。

2. 3はアタリ刻線があるものの、これらが両面印判で「異なる二文字」を有している以上、一義的に収納場所が決まる整理枠への収納を意図していたことは考えられない。考えるべきは、これらが何故単面印判ではなく、両面印判という形態を採ることになったのか、ということである。

まず判りやすいのは、一点踊り字と二点踊り字とを有する両面印判。これは文字ではなく記号であるが、一文字を繰り返す「一点踊り字」と、二文字以上を繰り返す「二点踊り字」は、繰り返しのために再帰する範囲が異なるだけで「繰り返す」という同一機能を有するという共通点があり、また、あらゆる仮名文字に連続して用いられる機能記号であるため、濁点印判同様、すぐに取り出せる場所に置かれるのが相応しい。

更に、両者の識別については、2本のアタリ刻線を人差し指で印字面近くに感知すれば二点踊り字で、反対側の中央あたりに刻まれた1本のアタリ刻線を人差し指で感知すれば、一点踊り字となる、という仕組みになっている。

このように、両面印判は、両者に機能的関連性が強く、またその機能は仮名文字で表現される語に連続して用いられやすい、という特徴があるように見える。両者の識別は、整理枠を外れている以上、刻線の位置や数によってでも、他の印判と混乱を生じなければ、識別可能である。

そのように考えると、「お」と「奉（草体）」とが、そして「御（草体）」と「候（草体）」とがペアになって両面印判となっているのは、両者とも敬語表現の接頭辞と文末助動詞という組み合わせになっていることが注目される。古典落語「妾馬」では、殿様に会うことになった主人公の町人・八五郎は、隠居から殿様の前では丁寧な言葉遣いをするよう、「ことばの上には「お」の字を、下には「たてまつる」をつける」ことを教えられる下りがある。「おったてまつる」とセットで覚え、おかしい敬語表現を生み出し聴衆の笑いを誘うが、こ

のようなセット意識は、隠居や八五郎に限ったことではないことを、この両面印判は教えてくれる。「御」と「候」は「御座候」というところであろう。

この1. 2の両面印判は「敬語表現印判」とでもいうようにセット化されていると見られる。但し、念のために言い添えると、セット化されているが、このことは実際の使用に於いて、必ずセットで用いられることを意味しない。セット化されていることで認識しやすくなれば良いことである。

8 印判識別方法の整理

さて、以上の議論は、次のように整理できる。

1. 仮名文字49種と漢字14種の単面印判は、アタリ鋸を上にし、左右に刻まれたアタリ刻線の数によって、文字認識と、整理枠への収納位置認識が可能となっている。
2. 整理枠外に別置されるものは、明らかに軸形状の異なる丸軸による符号類2本を除き、濁点印判、異体仮名印判、敬語表現印判2種（両面）、踊り字印判（両面）、の5本という少ない本数とし、その識別可能性を高めている。
3. さらに、二種の踊り字や敬語表現関連字を両面に置く、といった工夫とアタリ刻線の違いにより、識別を可能にしている。

以上が、本論が推定しえた葛原勾当日記の印判印字システムである。

9 収納実態

さて、ここまでの検討作業で、印判収納箱における収納システムがどうであったかは明確になったと思われるが、これまで写真などで示されてきた印判収納実態とは若干異なる部分があるので、最後にそれぞれの合理性を検討しておきたい。

印判そのものはもちろんのこと、整理枠も含めて箱から外れる可変性の高いものであるため、重美自身が使用していた印判整理状態が、重美の死後、現在まで保たれているとは考えにくい。本研究としては、先の検討で推定した形が本来のものであると考えるが、詳しい説明はなくとも、ここでの検討結果とは異なる整理収納状態を示した写真資料が存在する以上は、その合理性を検討しておくことは必要な作業である。本稿で推定した収納システムと異なる合理性が認められれば、改めて検討し直す必要が出て来よう。

9.1 葛原（1915）の口絵に見られる印判の収納状態

この印字用具が広く世間に紹介された最初は、葛原齒（1915）である。そこには口絵で当該の用具が写真とともに簡単に説明されている。表4に示そう。

| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 八 | 一 | ゑ | あ | や | ら | よ | ち | い | 1 |
| 九 | 二 | ひ | さ | ま | む | た | り | ろ | 2 |
| 十 | 三 | も | き | け | う | れ | ぬ | は | 3 |
| 正 | 四 | せ | ゆ | ふ | ゐ | そ | る | に | 4 |
| 月 | 五 | す | め | こ | の | つ | を | ほ | 5 |
| 日 | 六 | ん | み | 江 | に | ね | わ | へ | 6 |
| 同 | 七 | | し | て | く | な | か | と | 7 |

表4：葛原（1915：口絵）に示された印判整理状況

葛原齒（1915：口絵）では「伊呂波活字版の文字」というキャプションの下、印影を表4のように示している。この左に更に「奉、お、御、候、ハ、ヽ／＼、`葛原／一泉」を掲げているので、整理枠に拘らず、全印影を示しただけのようにも見えるが、「この順序にて一の筐内に収めらる、一文字宛次々に取出して捺す、草書漢字、変體假名等は筐内の枠外にあり」とのコメントがあり、この通りとすれば、編者が確認した状態は、整理枠内の配置はこの通りであったと理解される。この配列に合理性があるかどうか検討してみよう。

1. 1行1段～7行6段にまで収められる仮名文字48字（い～す・ん）については問題ない。
2. しかし7行7段目には「空き」がある。「この順序にて一の筐内に収めらる」とし当時の状態そのままの認識と思われるが、同じ口絵ページに示された「活字版用具一切を納めたる箱」とキャプションが示された写真を見ると、63（7段×9行）の収納場所全てに印判が収まっており、そこに「空き」は確認できない。先の記述に対応しない点に疑問が残る。先にみたように「志」の識別刻線は、7行7段目と対応していると思われるべきであり、ここが本来「空き」であった可能性はない、と見てよい。
3. 漢数字「一～十」が8行1段～9行3段まで連続配置されているが、これはやはりアタリ刻線が示す「一～五」と「六～十」の2グループ指示実態と整合性がない。

9.2 箱石（1996）掲載写真に見られる印判の収納状態

箱石（1996）に掲載された写真は、史料編纂所所蔵の模造品（レプリカ）であるが、ここでは、印判は表5のように整理収納されているのが判る。

| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 八 | 一 | ゑ | あ | や | ら | よ | ち | い | 1 |
| 九 | 二 | ひ | さ | ま | む | た | り | ろ | 2 |
| 十 | 三 | も | き | け | う | れ | ぬ | は | 3 |
| 志 | 四 | せ | ゆ | ふ | ゐ | そ | る | に | 4 |
| 正 | 五 | す | め | こ | の | つ | を | ほ | 5 |
| 月 | 六 | ん | み | 江 | に | ね | わ | へ | 6 |
| 日 | 七 | 同 | し | て | く | な | か | と | 7 |

表5：箱石（1996）に示された印判整理状況

整理枠自体の収納箱内での配置位置が、葛原（1915）で示されたものや、現在の保管状態（山田調査時）のものとは左右逆になり異なっているが、整理枠内の配置自体を考える上で

問題はない。

1. 1行1段～7行6段にまで収められる仮名文字48字（い～す・ん）については問題ない。
 2. 7行7段目には「同」を置く。「同」識別のためのアタリは、印側下の刻線4本である。これは7.1.2で検討したように、印側下にアタリ刻線を持つ漢字群「正、月、日、同」に共通する特徴で、刻線の数も、この順に1～4となっているため、整理枠に置かれるならば、この4つはまとまっている必要がある。「同」が7×7に置かれる合理的理由は見いだせない。なお左7線・右7線のアタリ刻線がある「志」は、この7×7の整理枠位置に置かれず、9×4に配置される理由は見出せない。
 3. 漢数字の配列は、先の葛原（1915）と同様で従えない。
- 以上の検討により、先に推定した印字システム記述に変更の必要はない、と考える。

9.3 調査時（2020年10月）の印判収納状態

2020年10月28日～29日に、菅茶山記念館で再調査を行ったが、その時の収納実態は、印判に記された指標などから推定した本稿の推定結論に完全に一致している。よって、本稿の内容は、現在の収納実態に正当性があることを、様々に示された識別可能性に基づいて裏付け記述したもの、ということになる。

10 まとめにかえて

以上、葛原勾当日記で用いられた自捺印字システムの記述を行なった。多くは、印判を用いるがゆえに考案された印字システムの説明であり、概括的にはこれまで諸書（参考文献参照）で粗々説明されてきたものではあるが、その合理性につき「システム」という観点から、より詳細かつ丁寧に説明しえたつもりである。

当該文献に関心を寄せて以来20年近く、今もまだデータ整理・修正に、ほそほそと時間を費やしているが、当該文献を視点とする私自身の書記史研究は、ようやく本稿によって緒に就いた。本稿では、印字システムに加えて当代の書記システムの反映と考えられる事象もいくらか指摘したが、使用実態等についての報告・議論は続稿を準備している。

盲人の自捺記録ということで耳目を驚かせやすい文献ではあるが、そこには重美が理解しえた当代の文字遣いが反映されている。その意味で当該文献は、当代の書記システムの実態やその意識・認識を覗く「もう一つの窓」と私は考えている。

参考文献（本稿の内容に直接関わらないものも含む）

1. 井伏鱒二（1960）葛原勾当（『小説新潮』昭和35年12月、『取材旅行』新潮社、所収）
2. 小倉豊文校訂（1980）『葛原勾当日記』緑地社
3. 菅茶山記念館（2004）『葛原家資料』にみる偉人たち』（展示図録）
4. 岸辺茂雄（1980）葛原勾当日記研究余滴（『続日本歌謡集成』巻四付録「月報」16）
5. 岸辺茂雄（1980-12）新版『葛原勾当日記』一稀有の盲人活字日記（『季刊邦楽』25、p42-46、

邦楽社)

6. 紀田順一郎 (1988) 『日記の虚実』 新潮選書
7. 紀田順一郎 (1995) 『日本語発掘図鑑—ことばの年輪と変容』 ジャストシステム
8. 串田孫一 (1994) 葛原勾当日記 (『命を削る鉤』 春秋社、所収)
9. 葛原幽 (1915) 『葛原勾当日記』 (私家版、葛原重倫発行)
10. 工藤進思郎 (1994) 葛原勾当の心象風景：『葛原勾当日記』 とその和歌をめぐって (『岡大国文論稿』 22)
11. 箱石 大 (1996) 葛原重美『葛原勾当日記』 (西野嘉章編 (1996) 『歴史の文字記載・活字・活版』 東京大学出版会、pp.181-183)
12. 斎木一馬 (1983) 盲人の日記—『葛原勾当日記』 のこと— 『大正史学』 13号 (『古記録の研究・下・斎木一馬著作集2』、吉川弘文館、1989に収録)
13. 坂田 丈 (1888) 琴師葛原勾當碑 (葛原幽 (1915) による)
14. 坂田 丈 (1905) 『警軒文鈔・中』 (池田精一編)
15. 太宰 治 (1940) 盲人獨笑 (『新風』 昭和15年7月 (6月?)、『東京八景』 実業之日本社、所収)
16. 太宰 治 (1942) 文盲自嘲 (『琴』 第一輯、『太宰治全集・第10巻』 筑摩書房、所収)
17. 広島県教育委員会 (1964) 『広島県文化財資料シリーズ第六・広島県文化財解説目録』 広島県教育委員会
18. 広島県立歴史博物館 (1992) 『広島県の重要文化財1：考古・歴史資料、古文書、仏教絵画など』 広島県立歴史博物館
19. 山本正夫 (1916) 葛原勾当日記を読む 『音楽界』 16-175

謝 辞

この葛原勾当の遺品は、広島県重要文化財に指定されており、2005年7月8日以降、菅茶山記念館 (広島県福山市神辺町30-2) の所蔵となっている。2004年11月10日、葛原家のご厚意により、菅茶山記念館にて、初めて原物を調査する機会を得た。閲覧・調査に当たっては、神辺町教育委員会社会教育課の佐藤一夫様、菅茶山記念館の矢田笑美子様、赤尾重信様には、一方ならぬお世話になった (いずれも当時の御所属)。他の研究関心と併行しながら研究活動を行っている私自身の研究スタイルや、本務校での諸業務などとの関連で、本研究にかけるエフォートが少ないまま、最初の調査時からかなりの年月が経った。今回、ようやく論文としてまとめるに当たって、菅茶山記念館を再び訪れ (2020年10月28日~29日)、藤井由美様のお世話で必要な事項を改めて確認調査することができた。なお、葛原勾当日記に関する画像掲載については、所蔵元の菅茶山記念館の許可を得ていることを明記する。

ところで、私が画像ファイルに基づいて研究を行っていることから (おそらく菅茶山記念館関係者から聞かれたのであろうが)、ご子孫の葛原眞氏からメールを頂戴し、葛原勾当についての総合的研究書を出版する計画のあることをうかがった。私も微力ながら日記に関して一部ご協力することとなっていた。一面識もなくメールでのやりとりだけであったが、永らく過ごすうちに、令和2年7月8日に72歳で逝去されたことをご子息の直人氏から連絡を頂戴した (8月26日)。体調を崩し入院されることはうかがっていたが、無事退院され、大

過ないものと思っていた矢先である。眞氏からは、葛原齒に関する出版物を頂戴したり、影印出版用に整理された画像ファイル（草稿版）などをお送りいただくなどした。ご先祖を敬慕され、故郷を大事にされるご様子は時折いただくメールや、毎年いただく年賀状から滲み出ており、こちらまでが暖かい気持ちにさせられたものだった。計画を完遂できぬままであったことは誠に心苦しい限りである。氏のご冥福を祈念しつつ、拙稿の公刊を遅まきながら鬼籍に入られた眞氏にご報告したい。

本稿を成すに当たって、上記の方々にお世話になった。また、査読委員からは有益な助言を得た。記して感謝申し上げます。

なお、本稿は令和2年度学術研究助成基金助成金（基盤研究(c)（一般）、課題番号20K00643）の助成による研究成果の一部である。

（2020年10月30日受理，11月11日掲載承認）